

いちのせき 住民サービスチェックシート(転入届用) ※提出は不要です。

令和8年度版

●転入された方は、該当する箇所の住民サービスを受けることができます。

●ただし、申請をしなければ受けることが出来ないもの、制限等があるものもありますので、詳しくは各担当部署にお問い合わせください。

内容	質問	該当 チェック	完了 チェック	解説	担当課 (問い合わせ先)	申請者	必要書類等
一 般	印鑑登録をしますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	印鑑登録は住所地で行います。前住所地で印鑑登録されていた方は既に廃止されていますので、必要な方は新たに印鑑登録してください。 ※顔写真付本人確認資料がない方、代理人での申請を希望される方は手続方法が異なりますので、担当課にお問い合わせください。	本庁：市民課 各支所：市民福祉課	本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録する印鑑</li> <li>本人確認資料（顔写真付）</li> <li>300円（登録手数料）</li> </ul>
	個人番号（マイナンバー）カードをお持ちですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	前住所地でのカードをお持ちの方で、継続利用を希望する方は、転入届出から90日以内に手続をしてください。 ※暗証番号（数字4桁）を入力していただきます。 ※条件によって継続利用できない場合があります。 ※継続利用しない場合も返納届が必要です。 ※公的個人認証サービス利用者の方は、住所の変更に伴って自動的に署名用電子証明書が失効しますので、必要な方は担当課で再発行申請を行ってください。	本庁：市民課 各支所：市民福祉課		<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード</li> </ul>
	犬を飼っていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住所変更の手続きが必要です。 ※犬の登録をされていない方は新規登録が必要です。 ※マイクロチップを装着し、環境省のデータベースに登録済の犬は、環境省データベースに住所の変更登録をしてください。この場合、市への届出は不要です。	本庁：生活環境課 各支所：市民福祉課	所有者 本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>犬の鑑札（紛失の場合は再発行します）</li> </ul>
	ごみ集積所の場所は確認しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	お住まいの地域ごとに指定された集積所に出します。 ※集積所は次の方法により確認願います。 ・アパートやマンションの方…管理会社にお問い合わせください。 ・戸建の方…公衆衛生組合長にお問い合わせください。 公衆衛生組合長が不明の場合は、市へお問い合わせください。	本庁：生活環境課 各支所：市民福祉課	本人	
	新住所は市営住宅ですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	既存世帯に転入する場合は、同居承認申請が必要です。	本庁：都市整備課 各支所：産業建設課	本人 同居者	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者と同居しようとする者との関係を証する書類</li> <li>同居しようとする者、入居者及び同居者の所得を証明する書類</li> <li>同居しようとする者の住民票の写し</li> <li>同居しようとする者の市町村長が発行する納税証明書</li> </ul>
	水道の手続きはしましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	下記の方法により使用開始の届出をしてください。 ・窓口、電話（使用を開始する日の3営業日前まで） ・オンライン（使用を開始する日の4営業日前まで）	本庁：上下水道お客様センター 千厩支所：上下水道お客様センター千厩	本人 代理人	
	FMあすも専用ラジオをお持ちですか？ (転入先の世帯)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	緊急時や災害時の情報と、地域に密着した情報をお伝えするため、専用ラジオ（1世帯に1台）をお貸しします。  ※スマートフォンのアプリでFMあすものラジオ放送を聴くこともできます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●転入時の貸出窓口 本庁：市民課 各支所：市民福祉課</li> <li>●問い合わせ先 本庁：政策企画課 各支所：地域振興課</li> </ul>	本人 代理人	<p>※ アプリはこちらから</p> 
	行政区の活動等は確認しましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	転入された行政区の活動等を確認したい場合は、行政区長に確認してください。 行政区長の連絡先は、窓口または電話で担当課にお問い合わせください。	本庁：まちづくり推進課 各支所：地域振興課	本人	

→裏に続く

内容	質問	該当 チェック	完了 チェック	解説	担当課 (問い合わせ先)	申請者	必要書類等
医療保険・年金・医療費助成	医療保険は国民健康保険ですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社会保険等に加入されていない方は、国民健康保険への加入が必要です。 ※新住所が施設の場合や、進学による転入の場合は前住所地の国民健康保険が継続されます。	本庁：国保年金課 各支所：市民福祉課	本人 同居の家族	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号が確認できるもの（個人番号カードなど）（届出人、加入者）</li> <li>健康保険資格喪失証明書（離職して転入された方）</li> <li>申請者の本人確認資料</li> </ul>
	20～60歳の方で年金未加入の方はいますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年金加入の手続きが必要です。 ※離職し転入された方は国民健康保険加入と同時に手続きを行ってください。	本庁：国保年金課 各支所：市民福祉課	本人 同居の家族	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格確認書など（社会保険の任意継続の場合）</li> <li>申請者の本人確認資料</li> </ul>
	後期高齢者医療制度の加入者はいますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住所変更の手続きについてご案内します。 ※県外からの転入で新住所が施設の場合は前住所地の後期高齢者医療保険が継続されます。	本庁：国保年金課 各支所：市民福祉課	本人 同居の家族	<ul style="list-style-type: none"> <li>前住所地発行の負担区分証明書（県外からの転入の場合）</li> <li>個人番号が確認できるもの（個人番号カードなど）（加入者）</li> <li>申請者の本人確認資料</li> </ul>
	65歳以上で一定の障がい(※)がある方はいますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	申請することにより後期高齢者医療制度に加入することができます。 ※該当になる障がいの等級は、担当課へお問い合わせください。	本庁：国保年金課 各支所：市民福祉課	本人 代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号が確認できるもの（個人番号カードなど）（加入者）</li> <li>障害の等級がわかる手帳、証書など</li> <li>申請者の本人確認資料</li> </ul>
	18歳以下のお子様、妊産婦の方、重度心身障がい者の方はいますか？ひとり親家庭ですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	各種医療費助成制度があります。 ※子ども医療費助成は18歳に到達する年の年度末の子どもが対象です。 重度心身障がい者、ひとり親家庭への医療費助成は所得制限がありますので、担当課にお問い合わせください。	本庁：国保年金課 各支所：市民福祉課	本人 同居の家族	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入している医療保険が確認できるもの（資格確認書など）</li> <li>振込口座がわかるもの</li> <li>個人番号が確認できるもの（個人番号カードなど）（対象者・保護者・申請者）</li> <li>申請者の本人確認資料</li> </ul>
	農業者年金に加入又は農業者年金を受給していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住所変更の手続きが必要です。	農業委員会事務局 （川崎農村環境改善センター内） ※手続きの窓口は最寄りのJA支店になります	本人 代理人	
福祉	身体障害者手帳をお持ちですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住所変更の手続きが必要です。	本庁：福祉課 各支所：市民福祉課		<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳</li> <li>個人番号カードまたは個人番号が記載されている書類</li> </ul>
	心身障害者扶養共済に加入していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	現況届や掛金等の連絡先変更の手続きが必要です。	本庁：福祉課 各支所：市民福祉課		<ul style="list-style-type: none"> <li>加入者証</li> </ul>
	療育手帳をお持ちですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住所変更の手続きが必要です。	本庁：福祉課 各支所：市民福祉課		<ul style="list-style-type: none"> <li>療育手帳</li> <li>個人番号カードまたは個人番号が記載されている書類</li> </ul>
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住所変更の手続きが必要です。 ※県外から転入された場合は、若手県の手帳に作り変える必要があります。	本庁：福祉課 各支所：市民福祉課または東部・北部健康推進室		<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> <li>顔写真（県外からの転入で、かつ顔写真の貼付を希望する方のみ。縦3cm×横4cmで1枚）</li> <li>個人番号カードまたは個人番号が記載されている書類</li> </ul>

→次のページへ

内容	質問	該当 チェック	完了 チェック	解説	担当課 (問い合わせ先)	申請者	必要書類等
福祉	自立支援医療(精神通院)受給者証をお持ちですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住所変更の手続きが必要です。	本庁：福祉課 各支所：市民福祉課 または東部・北部健康推進室		<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の保険資格確認書</li> <li>前住所地で交付された受給者証(写し)</li> <li>年金証書(受給されている方)</li> <li>個人番号カードまたは個人番号が記載されている書類</li> </ul>
	障害福祉サービス受給者証をお持ちですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	個々に手続きが異なりますので、お問い合わせください。	本庁：福祉課 各支所：市民福祉課		
	身体障害者手帳1.2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級の方はいますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	福祉乗車券を交付することができます。 ※施設や病院に入所・入院中の方又は自動車税や軽自動車税の減免を受けている場合は該当になりません。	本庁：福祉課 各支所：市民福祉課		各手帳
	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	各手当の手続きが必要です。	本庁：福祉課 各支所：市民福祉課		<ul style="list-style-type: none"> <li>手当認定通知書</li> <li>個人番号カードまたは個人番号が記載されている書類</li> </ul>
介護	要介護認定を受けていましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	前住所地での要介護認定を引き継ぐ場合は転入日から14日以内に手続してください。 ※14日を過ぎますと、交付された受給資格証明書が無効となりますので十分に注意してください。	本庁：長寿社会課 各支所：市民福祉課		<ul style="list-style-type: none"> <li>前住所地で交付された受給資格証明書</li> <li>医療保険資格確認書または個人番号カード(65歳未満の方)</li> <li>※マイナポータルの「医療保険の資格情報画面」を職員が確認させていただきます。</li> </ul>
	同居する家族に要介護4・5の方はいますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	要介護4または5の方と同居し、介護している場合、介護手当、介護用品の支給を受けることができます。 ※介護用品の支給は、非課税世帯に限ります。 ※詳しい支給要件等は担当課にお問い合わせください。 ※介護用品の支給の申請はオンライン手続き可能です。詳しくは一関市ホームページ「ネットで手続き」をご確認ください。	本庁：長寿社会課 各支所：市民福祉課		
子ども関係	妊娠中の方はいますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	妊婦一般健康診査受診票の交付や保健サービスの説明を行います。	こども家庭課 (一関保健センター) 東部健康推進室 (千厩支所) 北部健康推進室 (大東支所)		<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳</li> <li>妊婦名義の振込口座がわかるもの(前住所地で、妊婦支援給付金の給付を受けていない方のみ)</li> </ul>
	高校生年代までの子どもはいますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	児童手当を受け取るための手続きが必要です。 転入した日(転入予定日)の翌日から15日以内に請求してください。0歳から今年度18歳になる子までが対象です。進学の有無は問いません。 公務員の方は必要な手続きを職場でご確認ください。	児童保育課 (一関保健センター) 各支所：市民福祉課		<ul style="list-style-type: none"> <li>通帳など口座番号がわかるもの</li> <li>個人番号カードなどの個人番号がわかるもの</li> </ul>
	7歳6か月未満の子どもはいますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	乳幼児健康診査や予防接種等の説明及び必要に応じて乳幼児健康診査受診票・予防接種券を交付します。	こども家庭課 (一関保健センター) 東部健康推進室 (千厩支所) 北部健康推進室 (大東支所)		母子健康手帳

→次のページへ

内容	質問	該当 チェック	完了 チェック	解説	担当課 (問い合わせ先)	申請者	必要書類等
子ども 関係	小・中学校に通っている子どもはいますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	学校教育課、児童保育課または各支所地域振興課で「転入学通知書」の受け取りが必要です。 転入学通知書を受け取りましたら、 ①転入学通知書 ②就学していた学校から発行された書類を揃えて、就学する学校で転入学の手続きをしてください。 ※次の場合は、翌開庁日に転入学通知書を郵送します。 ・窓口延長時（毎週月曜（月曜日が休日の場合は翌開庁日）の午後5時15分から午後7時に転入届をした場合 ・転入届出日に転入学通知書の受け取り手続きをしなかった場合	学校教育課 (花泉支所) 児童保育課 (一関保健センター) 各支所：地域振興課	保護者	・転入学通知書 ・就学していた学校から発行された書類 ※在学証明書、教科書給与証明書等
	児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住所変更の手続きが必要です。	児童保育課 (一関保健センター) 各支所：市民福祉課		・児童扶養手当証書 ・個人番号カードなどの個人番号がわかるもの
	保育園、こども園に通っている(通うことが決まっている)子どもはいますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保育園、こども園を利用するための手続き（教育・保育給付認定等の申請）が必要です。	児童保育課 (一関保健センター) 各支所：市民福祉課		・個人番号カードなどの個人番号がわかるもの
	第2子以降で3歳未満の子どもはいますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子育て応援在宅育児支援金の制度があります。 ※保育所等に通っていない子どもが対象です。	児童保育課 (一関保健センター) 各支所：市民福祉課		・通帳 ・育児休業給付金受給申請状況証明書

**【一関保健センター案内図】(※一関市役所とは別の建物です)**



◇関係部署・機関の連絡先◇

本庁 竹山町7番2号	電話0191-21-2111	室根支所 室根町折壁字八幡沖345番地	電話0191-64-2111
花泉支所 花泉町涌津字一ノ町29番地	電話0191-82-2211	川崎支所 川崎町薄衣字諏訪前137番地	電話0191-43-2114
大東支所 大東町大原字川内41番地2	電話0191-72-2111	藤沢支所 藤沢町藤沢字町裏187番地	電話0191-63-2111
千厩支所 千厩町千厩字北方174番地	電話0191-53-2111	一関保健センター 山目字前田13番地1	電話0191-21-2160
東山支所 東山町長坂字西本町105番地1	電話0191-47-2111	農業委員会事務局 川崎町薄衣字諏訪前137番地	電話0191-43-3606
教育委員会学校教育課 花泉町涌津字一ノ町29番地	電話0191-82-2239		